主 文

本件申立を棄却する。

理 由

最高裁判所のした決定に対しては、異議の申立をすることは許されないものであるから、本件申立は不適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見により主文のとおり決定する。

昭和二七年一月二九日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 井
 上
 登

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 小
 林
 俊
 三